

令和4年1月7日

保護者各位

山梨県立上野原高等学校
校長 棚橋 雅一

校則（服装規定）見直しに関する試行の実施について

新春の候 保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき誠に有り難うございます。

さて、本校では、生徒総会において生徒から出された校則見直しに関する意見要望を踏まえ、その検討を進めております。その一環として、このたび下記の通り服装規定の見直しに関する試行を実施することとなりました。つきましては保護者の皆様に趣旨を御理解いただき御協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

1. 試行内容：(1)女子の頭髪について、肩より長い髪を結ばなくてもよい。
(2)女子の服装について、(スカート着用時も)ネクタイを着用してもよい。
(3)男子の服装について、スカートを着用してもよい。
(4)男子の頭髪について、ツープロックを可とする。
2. 試行期間：1/11（火）～1/31（月）【登下校を含む】
ただし、校外での活動（諸行事や受験、部活動の対外試合等）に参加する場合は現在の校則を守る。
3. 試行にあたってのルール：
 - (1)「女子の頭髪について、肩より長い髪を結ばなくてもよい」に関して
 - ・ヘアアイロンを使って髪を巻く（巻き髪）、パーマ、染色は禁止する。
 - ・髪ゴムを常に持参し、体育や理科実験、調理実習などは髪を結ぶ。（その他は各教科担当の指示に従う。）
 - ・しばる場合、ハーフアップとシニヨン（お団子ヘア）は可とする。
 - ・バンスクリップ、シュシュなど華美なヘアアクセサリは禁止とし、髪ゴム、ヘアピンは校則で指定されている色を使用する。（黒、紺、濃い茶色）
 - (2)「女子の服装について、(スカート着用時も)ネクタイを着用してもよい」に関して
 - ・第一ボタンを締め、ネクタイを上までしっかりと上げる。注意：*ネクタイのレンタルはできないため、購入となります。
*試行期間後、校則として認められなかった場合は使えなくなります。よく検討して購入して下さい。（兄弟や卒業生などから借りることは可です。）

(3)「男子の服装について、スカートを着用してもよい」に関して

・スカート丈は膝丈とし、ウエストを折って短くするなどの加工をしない。

注意：*スカートのレンタルはできないため、購入となります。

*スカートの着用を希望する場合、事前に生徒指導主事まで相談して下さい。

*試行期間後、校則として認められなかった場合は使えなくなります。よく検討して購入して下さい。(兄弟や卒業生などから借りることは可です。)

(4)「男子の頭髪について、ツブロックを可とする」に関して

・切る長さや切り方は極端なものは控え、高校生としてふさわしいスタイルを各自で判断する。

・試行期間が終わったら髪を伸ばし、現在の規定の通りに戻す。

注意：*校外での活動は現在の校則を守ることになるため、諸行事や受験、部活動の対外試合等がある生徒は慎重に判断して下さい。

4. その他：

試行終了後、生徒や教員にアンケートを実施し、その結果も踏まえ今後の検討を進めていく。

担当	生徒指導主事	齋藤 貴之
	生徒会主任	大神田 寛子
TEL : 0554-62-4510		FAX : 0554-62-4558